

第2次「高知県DV被害者支援計画」(案)に対する  
意見募集の結果の概要について

- 1 募集期間 平成 23 年 12 月 21 日～平成 24 年1月 26 日  
2 意見提出者 2市2団体

【 市町村からの意見 】

No.1

区分	意見	対応等
計画の基本的な考え方	この計画が、配偶者以外の親族など、身近な関係にある者からの暴力についても対応することとしている点については、DVの相談事例が多様化しており、被害者支援の観点から、非常に重要であると感じる。	本計画は、基本的にはDV被害者を対象としていますが、現在、成人した子供から親に、また、親から子供にといった家庭内の暴力の問題も起こっていることから、そういった場合にも対応しようというものです。 ただし、高齢者虐待防止法等他法で対応すべきものは、当該法に則った対応が原則となります。
DVを許さない社会づくり	DV加害者については、相手を代えてDVを繰り返したりする可能性が高いので、警察と県・女性相談支援センター等が、加害者を監視していくために、過去のDV情報なども共有するシステムづくりが必要ではないだろうか。  デートDVへの啓発については、中学校から教育現場で、教職員・生徒・保護者に対して、人権教育の一環としてではなく、デートDV単独の研修を行うべきではないだろうか。	個人情報保護の観点からも、過去の情報を共有した監視というのは困難ですが、現在の事例については、本人の了解を得ながら関係機関の情報共有を図り、被害者支援や加害者への対応を行っていきます。  DVは、重大な人権侵害であることから、人権尊重の教育が重要です。 デートDVの啓発に関しては、人権意識が基礎となるので、まずは人権教育をしっかりと行うことが大切であり、対象者の発達段階(年齢)に応じた研修を行うことが効果的であると考えています。
DV被害者の一時保護体制の充実	今度の支援計画ではより市町村の役割が重要になっていると思う。当然一番身近な行政機関として、対応すべき問題だが、警察や支援センターのように専門職がいたり、24時間体制がとれるわけではない。 支援センター以外で、警察や市町村等との連携により地域において 24 時間受け入れ可能な一時保護体制の整備とはどのようなものを想定しているのか。	現在、緊急に保護する必要があり、配偶者暴力相談支援センターが受け入れできない時などに、警察で応急措置として宿泊先を用意してくれる制度があります。 また、市町村によっては、緊急避難的に保護先を準備している事例もあることから、今回計画に記載したものです。 各市町村が、単独に 24 時間体制を整えることを意図したものではありません。

区分	意見	対応等
地域における取組の推進	<p>被害者(加害者が同居の場合もあり)からのSOS や児童がいる場合などは、そこから入れるが、そうでない方の支援に、警察でもない行政や、一般市民である地域住民が動くことは、地域に密着している市町村だからこそそのやりにくさもある。当事者の知らないところで他者が動いていることが本人に知れると、不信感や心理的ダメージとなることもあり、慎重さと適切な判断力が求められることとなる。近所の方には、知られたくないDV被害者もいると思う。</p> <p>DVに対する啓発の強化はもちろんだが、福祉保健所のように県下をいくつかのブロックに分けて、専門員を配置した公的支援機関を増やすことは出来ないか。</p>	<p>第2次計画では、被害者支援には地域での取組が重要であると考えています。地域ならではの対応の難しさはあろうかと思いますが、本人などからのSOSへの対応をはじめ、自身がDVに気づいていなかったり、自らSOSを発することができない被害者もいることから、そうした方への目配り、配慮もお願いしたいと思います。</p> <p>県では、支援を行う場合に地域での様々な機関等が関わっていく必要があることから、地域の支援ネットワークを構築するため、ブロック別関係機関連絡会議開催することとしています。</p> <p>当会議には、地域福祉の中核機関である福祉保健所、福祉事務所等に参加をいただく予定ですので、新たな公的機関の設置ではなく、支援ネットワークの協力、連携により、被害者支援を行っていきたいと思います。</p>
	<p>日々関係機関と連携し、つなぎのある支援をしていきたいと思う。</p>	<p>今後とも、協力をお願いします。</p>

【 団体からの意見 】

No.1

区分	意見	対応等
<p>計画の基本的な考え方</p>	<p>保護・措置という考え方から人権救済という考え方に一歩進めるときではないか。 対象が既婚者に限らず、最近問題となっている恋人等をも、また子どもなどの親族をふくむようになっていることは非常に良いと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、DV被害者支援では、人権尊重の視点は重要であると考えており、人権教育等、そういった取組を記載しています。</p>
	<p>「DVは、「配偶者」間という親密な関係の中で…」の表記は、「DVは、「配偶者」や「恋人」間という…」に、「恋人」を追加できないか。</p>	<p>法律の対象が配偶者であることから、この部分では「配偶者」としてはありますが、P2にあるとおり計画の対象には「恋人」も含まれます。</p>
<p>計画の基本的方向</p>	<p>「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり…」の表記から、犯罪者扱いはしないよう下線部を削除できないか。</p>	<p>DV防止法前文にもある表現であり、DV問題の重要性を認識してもらう必要があることから、この表現を用いています。</p>
<p>高知県におけるDVの現状</p>	<p>DV問題が低年齢化している現状を担当課として認識しているにも拘らず10代の調査がされていないのは、大変残念に思う。 10代の若い女性が被害にあい、母子家庭となって一生苦勞する事例や、新聞報道にあったようなデートDVの実態が高知県には数多くある。 人権教育を早期にかつ効果的に取り組むには、義務教育や高校教育の中で徹底的な男女平等を柱とした教育の中で、DV問題についても、自身の問題として考えられる子どもの育成が求められていると考える。</p>	<p>早期の人権教育等は重要だと捉えており、に「幼少期から継続した、年齢の応じた人権教育を行う」旨の記載をして、早期教育に取り組むこととしています。男女平等も人権尊重のひとつであり、人権教育を行う中で啓発していきます。 また、昨年改定したこうち男女共同参画プランでは、「男女平等を基本とした教育の充実」に取り組むこととしています。</p>
	<p>図表が見にくいので、工夫してほしい。</p>	<p>計画書を印刷する際には、見やすさに配慮します。</p>
	<p>「自立支援施設」「各種施設」の用語説明を入れてほしい。 「帰宅」する被害者が、約3割存在している理由を書いてほしい。</p>	<p>該当部分に、用語説明等を記載します。</p>
<p>基本的方向</p>	<p>計画の基本理念に、「(5)DV問題が低年齢化している現状から、学校教育に男女平等を柱とする人権教育に取り組めます。」を追加してほしい。</p>	<p>基本理念の部分は、基本的な考え方を示しており、取組については記載していませんが、計画策定の視点として、「(2)教育と普及啓発のさらなる強化」を掲げ、生涯にわたる人権教育の推進に取り組むこととしています。</p>

区分	意見	対応等
基本的方向	<p>DVが発生する社会的要因として、経済的な格差の広がりが伺える。国の施策も問題の根源を解決するのではなく、個別の問題の対応で済ませているので、DV被害者は今後も増加していくものと考えられる。</p> <p>一方、加害者も社会のひずみ(家族関係の希薄化・貧困・ストレス・パワハラなど)の中におかれているので、その支援の視点も持ちながらの支援計画であってほしいと考える。</p>	<p>DVの背景に社会的、経済的要因があり、被害者、加害共に、社会のひずみの中で苦しんでいるといった視点をもってパワハラ研修や相談先の周知等に取り組んでいきます。</p>
り DVを許さない社会づく	<p>取組項目「①生涯にわたる人権教育の推進」を、「①生涯にわたる男女平等を柱とした人権教育の推進」に文言追加ができないか。</p>	<p>男女の人権尊重は、こうち男女共同参画プランの基本理念に掲げて取り組んでいます。この計画では、男女平等も含め人権教育に取り組むこととしています。</p>
	<p>取組項目「②加害者の更生」を「②加害者の更生と自立」に文言追加できないか。</p>	<p>国でも更生に向けての対策を模索している現状から、この計画では「自立」にまでは踏み込んでいません。</p>
DVを許さない社会づくり	<p>加害者教育が世界的にも成功していない現状で、新たな加害者を生まない教育が遠回りのようで最短の道だと思う。</p> <p>こどもたちが、最低限度、中学校で1回、高校で1回は、DV学習をして、社会に出ることができるように計画してほしい。</p>	<p>自分とともに他の人を大切にしようとする実践する態度や行動力を育成することを目指し、発達段階に応じた人権教育を進めることとしています。</p> <p>高知県教育委員会の作成する人権教育指導資料(H23年度改訂)には、女性の人権に関する学習計画(系統表)にDV(デートDVを含む)学習を盛り込むとともに、人権教育主任連絡協議会等で資料の提示を行うなど学習や研修の計画実施を図っていきます。</p>
	<p>特に、中学校は義務教育の最終段階なので、早急にすべての子どもたちが学習できるよう数値目標も出してほしい。</p>	<p>人権教育主任連絡協議会において、各小中学校の人権教育年間指導計画を提出してもらい、県民に身近な7つの人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人)が、計画されているか確認し、不十分なところには指導・支援を行うこととしています。中学校においては3年間の中で7つの人権課題の学習を100%学習することとし、女性や子どもの人権に関する学習の中で、DV(デートDVを含む)学習の充実を進めてまいります。</p>

区分	意見	対応等
DVを許さない社会づくり	<p>子育て世代の学習は、被害者・加害者を次世代につながないためにも、非常に大切だと思う。保育園・幼稚園の保護者学習会、小学校のPTA学習会を取り組みに加えてほしい。</p>	<p>子育て世代におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修は大変重要だと考えています。このため、県・地区PTA役員会や研修会の場等を活用し、周知を図るとともに、各市町村、各単位PTAで、DVや虐待についての研修会（学習会）を実施してもらうよう働きかけていきます。</p> <p>「●学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進」の部分に「子育て世代における人権教育も重要であることから、保護者に対する人権研修の実施についても、市町村等へ働きかけています。」と追加しました。</p>
	<p>早期教育・啓発への視点が見られない。成人になってからの教育・啓発は事件や被害事実があってからのものとなり、女性の人生に重大な禍根を残す事例もある。学校教育の中で男女平等やDV問題をきちんと位置づけて実践すべきと考える。第2次支援計画の中に検討課題として入れてほしい。</p>	<p>早期の人権教育等は重要だと捉えており、「幼少期から継続した、年齢の応じた人権教育を行う」旨の記載をして、生涯にわたる人権教育や、デートDV予防など早期教育に取り組むこととしています。</p>
	<p>被害者への支援計画はあるが、加害者へのケアが触れられていない。加害者への丁寧な教育や追跡して立ち直りを促す視点（プラン）を模索してほしい。</p>	<p>加害者の更生への対応は、国においてもまだ有効なものが確立していませんので、今後、国等の調査研究の情報収集や検討を行っていきます。</p> <p>早期の対策としては、広報紙や相談カードの作成、配布により、加害者の気づきを促すとともに、加害者の相談先の周知を図ります。</p>
	<p>「●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発」の部分に、「ピアカウンセラーの活動支援も行います。」といった内容の追加はできないか。</p>	<p>思春期相談センター「PRINK」では、性に関するピアカウンセラーの活動に対する支援要請であれば対応できますが、デートDVに関するピアカウンセラーについては、専門機関でないことから、このような内容の追加は困難です。</p>
	<p>「●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施」を、「●教職員を対象としたDV防止をはじめとする男女平等・人権教育の研修の実施」に文言追加できないか。以下、5つの●も同様。</p>	<p>男女の人権尊重は、こうち男女共同参画プランの基本理念に掲げて取り組んでいます。この計画では、男女平等も含め人権教育に取り組むこととしています。</p>
	<p>取組項目「①生涯にわたる人権教育の推進」の最後に「●小・中・高校・特別支援学校などにおいて、DVに視点を置いた人権教育の実践を行います。」を追加できないか。</p>	<p>「●学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進」の中で取り組みます。</p>

区分	意見	対応等
DVを許さない社会づくり	<p>「●リーフレットなどの作成及び配布による意識啓発」の部分に、「男性への意識啓発のために、男性専用のカードを作成し広く活用します。」「学校の授業で使えるDVDを作成し意識啓発を図ります。」といった内容を追加できないか。</p>	<p>デートDVに特化したものではありませんが、に記載したように男性向けカードのカードを作成し、加害者の気づきを促し、相談窓口を周知できるようにします。</p> <p>DVDは、ソーレで貸出ができることから、ただちに制作する予定はありませんが、パネル等を制作し、デートDV研修に活用していきます。</p>
DV被害者の一時保護体制の充実	<p>「●療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応」を、「発達障害の心配のある子どもへの対応」に変更できないか。</p> <p>なかでも、中学校卒業生(進学していない)に対する見守りや相談機関が必要です。</p>	<p>発達障害児だけに限定せず対応することから、項目名としてはひとつ前の「●児童相談所等と連携した・・・」と同じように、代表する機関名を記載しています。</p> <p>発達障害児等の個別の支援は、それぞれの支援計画に委ねることになります。</p>
	<p>「●県営住宅の募集時の優先措置による支援」の部分に、「また、手続きにかかわる人員を確保し援助していきます。」を追加できないか。</p>	<p>「●生活保護等の情報提供と…支援」にあるように、人員に関わらず手続き支援は行います。</p> <p>なお、県では配偶者暴力相談支援センターに自立支援員を配置し、住宅の手続き等退所後の生活にかかる支援を行います。</p>
	<p>公的支援センターの拡充と、第2支援センターの新設(現在の支援センターでは、入居は2週間程度なので、その後の行き先のない母子家庭や高齢者などの受け入れ先として公的支援の検討が必要)との声があり、検討が必要ではないか。</p>	<p>一時保護所は、委託も含めると現状で対応できていると考えていますが、郡部等については民間支援施設等と連携し、委託先の拡充に努めます。</p> <p>一時保護所退所後は、自立支援施設や母子生活支援施設への入所、また、公営住宅への入居などにより生活の場を確保します。</p>
地域における取組の推進	<p>市町村の男女共同参画の窓口は、ほとんど明示されていないし、教育委員会にあたり、保健所にあるところもあるくらいバラバラだ。</p> <p>住民が不安や提案を相談する場所としても、担当の明示は必要だし、担当は他の課と連携しやすい場所におくようにしてほしい。</p>	<p>男女共同参画の窓口の周知については、各市町村に県から依頼をしています。</p> <p>DV相談窓口についても、市町村広報等を通じた周知や関係課の連携を依頼していきます。</p>
	<p>地域での見守り体制は非常に大切なことだと思うが、地域がDVを理解していないと二次被害を生みかねないので、計画的に学習できるようにしてほしい。</p>	<p>研修の重要性は認識していますので、対応マニュアルの作成や地域における研修、ブロック別関係機関連絡会議等により、地域におけるDV理解を深めていきます。</p>